



# 佐賀県公報

平成17年  
3月31日  
(木曜日)  
号外第13号

## 目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

### 人事委員会事項

◎職員からの苦情相談に関する規則 (規則・二五) 一

◎職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則 ( " ・一六) 二

◎職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則 ( " ・一七) 二

◎佐賀県人事委員会議事規則の一部を改正する規則 ( " ・一八) 三

◎給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 ( " ・一九) 三

◎佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 ( " ・二〇) 四

◎不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則 ( " ・二一) 五

◎佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 ( " ・二二) 五

◎佐賀県人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則 ( " ・二三) 六

◎調整手当に関する規則の一部を改正する規則 ( " ・二四) 六

◎佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則 ( " ・二五) 六

◎公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 ( " ・二六) 六

◎佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 ( " ・二七) 七

◎佐賀県人事委員会処務規程の一部改正 (訓令・二七) 七

◎佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (規則・二七) 七

◎佐賀県工業用水道局の管理に関する規程 (規程・二七) 七

◎佐賀県工業用水道局の管理に関する規程 (規程・二七) 七

◎佐賀県工業用水道局の管理に関する規程 (規程・二七) 七

◎佐賀県工業用水道局の管理に関する規程 (規程・二七) 七

◎佐賀県工業用水道局の管理に関する規程 (規程・二七) 七

◎佐賀県工業用水道局の管理に関する規程 (規程・二七) 七

◎佐賀県工業用水道局の管理に関する規程 (規程・二七) 七

## ○ 人事委員会事項

職員からの苦情相談に関する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

### ●佐賀県人事委員会規則第十五号

職員からの苦情相談に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第八条第一項第十一号の規定に基づき、職員(離職した職員を含む。次条及び第四条第一項において同じ。)からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談(当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人事委員会に対する苦情相談)

第二条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。

一 離職に関する苦情相談

二 法第二十八条の四又は第二十八条の五の規定に基づく採用に関する苦情相談

(職員相談員)

第三条 人事委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行うため、事務局に職員相談員を置く。

2 職員相談員は、人事委員会が事務局の職員のうちから指名する。

(事案の処理)

第四条 人事委員会は、苦情相談を行った職員(以下「申出人」という。)に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要

な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないとき、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和二十六年佐賀県人事委員会規則第三号）第三条第一項の規定による受理及び不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和三十一年佐賀県人事委員会規則第四号）第六条第一項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

（調査）

第五条 人事委員会は、申出人、当該申出人の任命権者その他関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

（記録の作成）

第六条 人事委員会は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成するものとする。

（秘密の保持）

第七条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該職務に従事しなくなった後も、同様とする。

（不利益取扱いの禁止）

第八条 任命権者は、人事委員会に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し人事委員会が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

（人事委員会及び任命権者の協力）

第九条 人事委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

（補則）

第十条 この規則の実施に関して必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十六号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十六年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年佐賀県人事委員会規則第十五号）第五条の規定による人事委員会の事情聴取等に応じる場合

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十七号

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則の一部を

改正する規則

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則(昭和二十七年佐賀県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式の注を次のように改める。

(注) 1 この処分不服があるときは、地方公務員法第49条の2の規定により処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に佐賀県人事委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の不服申立てに対する人事委員会の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができない。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかの場合には、人事委員会の裁決又は決定を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

(1) 不服申立てを行つた日から3か月を経過しても裁決又は決定がな  
いとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避け  
るため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事委員会の裁決  
又は決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、  
佐賀県(代表者は となる。)を被告として、提起することが  
できる。ただし、この期間内であつても、人事委員会の裁決又は決定  
があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起すること  
ができない。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十八号

佐賀県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

佐賀県人事委員会議事規則(昭和二十七年佐賀県人事委員会規則第六号)の  
一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「基き」を「基  
き」に改める。

第七条第一項中「第十一条第三項の議事録は、」を「第十一条第四項の議事録  
は、」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十九号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号)  
の一部を次のように改正する。

別表第一中

虹の松原 学園	(1) 児童と起居を共にして直接教育及び指導に 当たることを本務とする職員	四
	(2) 児童を直接教育及び指導することを本務と する職員	三

を

虹の松原 学園	児童を直接教育及び指導することを本務とす る職員	三
------------	-----------------------------	---

に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第二十号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

別表の知事の現地機関の統括本部の項中

職員研修所副所長

百分の十五

を

職員研修所副所長  
消防学校長  
消防学校副校長

百分の十五  
百分の二十  
百分の十五

に改め、同表の知事の現地

機関のくらし環境本部の項中

消防学校長  
消防学校副校長  
環境センター所長

百分の二十  
百分の十五  
百分の十六

を

環境センター所長

百分の十六

に改め、同表の知事の現地

機関の健康福祉本部の項中「福祉事務所副所長」の下に「(中部及び西部福祉事務所に限る。)」を加え、「県立病院好生館医療情報室長」を「県立病院好生館地域医療連携室長」に改め、同表の知事の現地機関の県土づくり本部の項中

土木事務所副所長  
建設技術センター所長

百分の十五  
百分の十六

を

土木事務所副所長  
有明海沿岸道路整備室長  
建設技術センター所長

百分の十五  
百分の十五  
百分の十六

に改め、同表の知事の現地

機関の経営支援本部の項中「県税広域対策室長」を「県税総合広域対策室長」に改め、同表の公安委員会の警察本部の項中

本部の課長  
上席監察官

百分の十六  
百分の十六

を

本部の課長  
理事官  
上席監察官

百分の十六  
百分の十六  
百分の十六

に、

機動捜査隊長 暴力団対策室長 知能犯捜査指導官 犯罪抑止対策室長	百分の十五 百分の十五 百分の十五 百分の十五	を
---	----------------------------------	---

機動捜査隊長 知能犯捜査指導官 組織犯罪対策官 犯罪抑止対策室長	百分の十五 百分の十五 百分の十五 百分の十五	に、
---	----------------------------------	----

少年事件捜査指導官 銃器薬物対策室長 生活安全捜査指導官	百分の十五 百分の十五 百分の十五	を
------------------------------------	-------------------------	---

少年事件捜査指導官 生活環境指導官 生活安全捜査指導官	百分の十五 百分の十五 百分の十五	に改める。
-----------------------------------	-------------------------	-------

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第二十一号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する

規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和三十八年佐賀県人事委

員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第七項」を「第八条第八項」に改める。

第十五条第二項中「三月」を「六月」に、「行わなければならない」を「行わなければならない」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(再審の請求期間に関する経過措置)

2 この規則による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則第十五条第二項の規定による期間がこの規則の施行の日後に満了する再審の請求については、この規則による改正後の不利益処分についての不服申立てに関する規則第十五条第二項の規定を適用する。

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第二十二号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二の見出しを「（再任用短時間勤務職員等の特殊勤務手当の額）」に改め、同条中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、「第二条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

別表第二の第一号の作業の項中「中級指導員」を「中級指導員」に改め、

「海防隊」の次に、「警備隊」を加え、同表の第八号の作業の項中「駐在所」の次に、「警備隊」(警備隊)を加える。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第二十三号

佐賀県人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則

佐賀県人事委員会傍聴規則(昭和四十四年佐賀県人事委員会規則第十六号)

の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第四項」を「第八条第五項」に、「行なう」を「行う」に改める。

改める。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第二十四号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則(昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第二十九号)の

一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条、第三条関係)

地域	支給区分	支給割合
特別区	甲地	百分の十二
大阪市	甲地	百分の十
福岡市	甲地	

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する

佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第二十五号

佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部

を改正する規則

佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則(昭和四十八年佐賀県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第八条第一項第七号」を「第八条第一項第八号」に改める。

附則

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

ここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県人事委員会

●佐賀県人事委員会規則第二十六号

委員長 蜂 谷 尚 久

公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則（平成十四年佐賀県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の条例第二条第一項第三号に掲げる団体の項中

財団法人佐賀県体育協会

を

財団法人佐賀県教育職員互助会

に改める。

財団法人佐賀県体育協会

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二十七号

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

則

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則（平成十四年佐賀県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

第二条中第三十一号を第三十二号とし、第十三号から第三十一号までを一号

ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情の処理に関すること

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県人事委員会訓令第二号

事 務 局

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和六十二年佐賀県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

別表中第二十七号を第二十九号とし、第十四号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年佐賀県人事委員会規則第十五号。以下「苦情相談規則」という。）第三条第二項の規定による職員相談員の指名に関すること。

十五 苦情相談規則第四条第一項及び第二項、第五条並びに第六条の規定による事案の処理に関すること。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

○ 公安委員会事項

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県公安委員会

委員長 藤 寛

●佐賀県公安委員会規則第五号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則(昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第三項第二号中「及び(九)」を「(九)及び(十)」に、「又は様式第一号の三の二」を「様式第一号の三の二又は様式第一号の三の三」に改め、同条第四項中「又は様式第一号の六の二」を「様式第一号の六の二又は様式第一号の六の三」に改め、同条第五項中「又は(九)」を「(九)又は(十)」に改める。

(八) 重度の知的障害であると判定され、交付されている療育手帳に記載されている障害の程度がAの者が現に使用中の車両

別表第一の第五号の五中「及び(九)」を「九及び(十)」に改め、五の(九)を五の(十)とし、五の(八)の次に次のように加える。

(九) 重度の知的障害であると判定され、交付されている療育手帳に記載されている障害の程度がAの者が現に使用中の車両

別表第一の二の一般国道二〇二号の項を次のように改める。

一般国道二〇二号	唐津市浜玉町大字瀨上字勝川一五九九番二から唐津市和多田字八反田四三三番一まで 伊万里市南波多町大字水留二二八七番地一から西松浦郡西有田町大字曲川字川の口甲一九七三番一まで 唐津市浜玉町大字瀨上包石七六六番二から唐津市浜玉町大字浜崎字須崎一五一五番三まで 唐津市浜玉町大字浜崎字須崎一五一五番三から唐津市浜玉町大字瀨上字勝川一五九九番二まで 唐津市東町一三番地から唐津市和多田字瀧四九六四番二まで 唐津市和多田西山四五四番一から伊万里市南波多町大字水留字東ノ前一八四一番一まで
----------	--

別表第一の二の一般国道二〇二号の項の次に次のように加える。

一般国道二〇三号	多久市東多久町大字別府二二六五番一から小城市三日月町樋口一四二三番一まで
----------	--------------------------------------

別表第一の二の一般国道二〇七号の項の次に次のように加える。

一般国道二〇八号	福岡県と佐賀県の県境から佐賀郡諸富町大字諸富津二四一番一まで
----------	--------------------------------

別表第一の二の一般国道二二六号の項を次のように改める。

一般国道二二六号	神埼郡千代田町大字姉字五本松八〇二番一から神埼郡千代田町大字詫田字二本松一六一番三まで 神埼郡千代田町大字下板字東五ノ坪二〇一番二から三養基郡みやき町大字西島字二本杉二三五三番七まで 三養基郡みやき町大字江口字中島角三一八七番一五から三養基郡みやき町大字江口字中島角三一八八まで 佐賀市巨勢町大字高尾二四三番一から神埼郡千代田町大字姉字五本松八〇〇番二まで 神埼郡千代田町大字詫田字二本松一六一番八から神埼郡千代田町大字下板字東五ノ坪二〇二番一まで
----------	--

別表第一の二の一般国道三三五号の項を次のように改める。

一般国道三三五号	神埼郡千代田町大字迎島字八本松二七二一番五から神埼郡千代田町大字下板字南川副四番一まで 神埼郡東脊振村大字三津字前田六一九番一から神埼郡東脊振村大字石動字西一本杉三四五〇番一まで 神埼郡千代田町大字迎島字四本柳六五七番一から神埼郡千代田町大字下板字東五ノ坪二〇一番二まで 神埼郡千代田町大字迎島字七本松二六一四番一から佐賀県と福岡県の県境まで
----------	--



別表第一の二の県道久留米基山筑紫野線の項を次のように改める。

県道久留米基山筑紫野線	鳥栖市真木町字赤江一一三二番三から三養基郡基山町大字園部字麦尾二四七四番二まで 鳥栖市真木町字赤井出一九八七番六から鳥栖市真木町字下川添一〇四八番一まで
-------------	---

別表第一の二の県道久留米基山筑紫野線の項の次に次のように加える。

県道諸富西島線	佐賀郡諸富町大字諸富津字一本杉五二〇二番地二から佐賀郡諸富町大字徳富字外新地六五七番地四まで
県道三瀬神埼線	神埼郡神埼町大字的字三本黒木二七〇番地から神埼郡神埼町大字田道ヶ里字八本松二四三三番二まで

別表第一の二の県道江口長門石江島線の項の次に次のように加える。

県道市武諸富線	神埼郡千代田町大字柳島字十本柳一一一七番地から神埼郡千代田町大字渡瀬字古賀一一一番地まで
県道唐津港線	唐津市妙見町七一八一番二三から唐津市西唐津三丁目六八三七番二まで
県道江上光法停車場線	佐賀市北川副町大字江上字四本柳九〇六番一から佐賀市北川副町大字光法字四本杉一二六一番三まで

別表第一の二の県道妙見満島線の項を次のように改める。

県道妙見満島線	唐津市坊主町四三二番二九から唐津市妙見町七一八三番二〇まで 唐津市東唐津四丁目三六番一から唐津市坊主町四三二番二九まで
---------	--

別表第一の二の県道妙見満島線の項の次に次のように加える。

県道大託間光法停車場線	佐賀郡諸富町大字為重字三重分四本杉十角一四三三番六から佐賀市北川副町大字光法字四本杉一四八〇番一まで
-------------	--

別表第一の二の県道塩屋大曲線の項の次に次のように加える。

市道酒井西真木線	鳥栖市酒井西町字八反田六三一番一から鳥栖市真木町字赤井出一九八八番八まで
----------	--------------------------------------

別表第一の二の市道坊主町海水浴場線の項の次に次のように加える。

市道東唐津久里線	唐津市東唐津四丁目一七六番三から唐津市鏡字新開三一五七番一まで
----------	---------------------------------

別表第一の二の臨港道路の項の次に次のように加える。

港湾道路	伊万里市黒川町大黒川八七七番七から伊万里市黒川町塩屋五番二二まで
農免農道	佐賀市巨勢町大字高尾二四三番一から佐賀市北川副町大字江上字四本柳九〇六番一まで

様式第一号の三の二を様式第一号の三の三とし、様式第一号の三の次に次の様式を加える。

様式第1号の3の2(第4条の2関係)

<p>駐車禁止除外指定車標章交付申請書 (療育手帳所持者)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>			
車 両 の 種 類		車 両  登 録 番 号	
使 用 者 の  住 所 ・ 氏 名			
申 請 の 理 由			
備 考			

注 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

様式第一号の六の二を様式第一号の六の三とし、様式第一号の六の次に次の様式を加える。

## 様式第1号の6の2(第4条の2関係)

(表)

				番号
駐 車 禁 止 除 外 指 定 車				
(療育手帳所持者使用車両)				
登録車両番号	_____			
有効期限	年	月	日まで	
発行日	年	月	日	
佐賀県公安委員会				印

(裏)

## 注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
- 2 この標章は、下記の使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、前面ガラスの見やすい箇所に掲示してください。
- 4 現場において警察官等の指示があつた場合は、これに従ってください。

使用者 \_\_\_\_\_

附 則  
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

○ 東部工業用水道事項

佐賀県東部工業用水道規程第一号

佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程（昭和四十八年佐賀県東部工業用水道規程第一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第六条に次の一項を加える。

2 副所長及び係長は、所長が専決できる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

第七条第一項から第三項までを次のように改める。

管理者が決裁すべき事務について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者がその事務を代決することができる。

一 管理者が不在のときは、局長

二 管理者及び局長がともに不在のときは、所長

2 局長が専決すべき事務について、局長が不在のときは、所長がその事務を代決することができる。

3 所長が専決すべき事務について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者がその事務を代決することができる。

一 所長が不在のときは、副所長

二 所長及び副所長がともに不在のときは、当該事務を担当する係長別表の管理者の決裁を受けるべき事務の欄の第二号中「議決」の下に「承認、同意及び報告を要する事項」を加え、同欄の第八号を次のように改める。

八 予算の編成方針を決定すること。

別表の管理者の決裁を受けるべき事務の欄中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 予算原案を決定すること。

別表の局長専決事務の欄中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 所長の引き続き三日を超える特別休暇、引き続き三日以内の特別休暇（証人、鑑定人、参考人等として公官署に出頭する場合に限る。）及び引き続き十日を超える病気休暇の願の処理に関すること。

別表の局長専決事務の欄中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同号の次に次の二号を加える。

十二 予算原案の作成に関すること。

十三 歳出予算に定めた各項の金額を流用すること。

別表の局長専決事務の欄の第十四号中「佐賀県東部工業用水道使用料条例施行規程（以下「施行規程」という。）」を「施行規程」に改め、同号を同欄の第十八号とし、同欄の第十三号の次に次の四号を加える。

十四 一件百万円以上の予備費支出に関すること。

十五 重要な財産の取得及び処分に関すること。

十六 資金の管理及び運用に関すること（流動資産を除く。）。

十七 佐賀県東部工業用水道使用料条例施行規程（昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第二号。以下「施行規程」という。）第十条第三項の規定

による給水の制限又は停止に関すること（工業用水道施設の補修又は維持改良工事に係るものを除く。）

別表の所長専決事務の欄の第二号中「（所長を除く。）」を削り、同欄中第十四号を削り、第十五号を第三十号とし、第十三号を第二十九号とし、第十二号を第二十八号とし、第十一号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 施行規程第十条第三項の規定による給水の制限又は停止に関するこ

と(工業用水道施設の補修又は維持改良工事に係るものに限る。)。別表の所長専決事務の欄中第十号を第二十五号とし、第九号を第二十四号とし、第八号を第十二号とし、同号の次に次の十一号を加える。

十三 予算見積書及び説明書の作成に関すること。

十四 歳出予算に定めた各目及び各節の金額を流用すること。

十五 一件百万円未満の予備費支出に関すること。

十六 財産の取得及び処分に関すること。

十七 資金の管理及び運用に関すること(流動資産に限る。)

十八 前号に掲げるもののほか、財産の管理に関すること。

十九 経営状況(予算及び決算を含む。)及び事業内容を総務大臣又は経済産業大臣に報告し、及び公表すること。

二十 出納状況の報告に関すること。

二十一 出納金融機関の検査の実施に関すること。

二十二 照会、回答、報告、通知等に関すること。

二十三 使用料の減免に関すること。

別表の所長専決事務の欄の第七号中「及び通勤手当」を「通勤手当及び児童手当」に改め、同号を同欄の第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 職員(役付職員を除く。)の心身の故障による休職に関すること。

別表の所長専決事務の欄の第六号中「(所長を除く。)」を削り、同号を同欄の第九号とし、同欄の第五号中「(所長を除く。)」を削り、同号を同欄の第八号とし、同欄の第四号の次に次の三号を加える。

五 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏期休暇、生理休暇、産前産後

通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児休暇、

公務災害休暇、結核性疾患休暇、産前休暇及び産後休暇並びに介護休暇の

願の処理に関すること。

六 職員(所長を除く。)の特別休暇及び病気休暇並びに部分休業の願の処

理に関すること。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)

申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

七 所長の引き続き三日以内の特別休暇(証人、鑑定人、参考人等として公  
官署に出頭する場合を除く。)及び引き続き十日以内の病気休暇並びに部  
分休業の願の処理に関すること。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。